



研究の窓

役に立つ法律？

渕 麻依子

「役に立つ法律だと思ったからです。」

先日、初めて担当するゼミの面接で志望理由を尋ねたところ、かなりの学生さんがこのように答えてくれた。「役に立つとはどういうことですか？」と突っ込んでみたくなるが、話を聞いてみれば、彼らの多くはイラストを描いて公開してみたり、動画を撮って投稿してみたりというクリエイターなのである。生まれたときからコンピュータやインターネットに囲まれている彼らにとって創作や発信はとても身近なもので、なるほど著作権法はぜひ勉強しておきたい役に立つ法律なのかもしれない。他方、ゲームも二次創作もやらない、複製を説明するのに「CDをダビングする」という例を出して学生を困惑させてしまう古い世代の私にとって、最近はこんなSNSや投稿サイトがあるとか、そんな仮定はありえないとか、最新の状況を教えてくれる学生たちはいつもありがたい先生である。これから始まるゼミでも学生と一緒に学び合っていきたいと考えている。

さて、役に立つかどうかはともかく、私は知的財産法を研究している。知的財産法は、特許法や著作権法のみならず種苗法なども守備範囲としていて興味深い議論に事欠かず、日々楽しく研究を続けていく。

その中でも研究の柱の1つとしているのが著作権法における権利制限法理である。著作権法は、著作者の権利を保護するための法律であるが、それとともに、第三者が権利者に無断で著作物を利用できる（権利者の側から見れば権利が制限されている）場合があることも定めている。文化の発展のためには先人の著作物の利用が不可欠であり、一定の場合にはそうした利用を権利者に甘受してもらおうという

趣旨である。

その権利制限規定であるが、著作権者の権利を制限するものであるから、厳格に解釈すべきものであると伝統的に考えられてきた。その一方で、デジタル関連技術の発展の著しい現代において、著作物の利用態様の変化に規定が追いつかないという事態が生じている。身近な例を挙げれば、授業の過程で他人の著作物を複製して配布することを認める規定はあったが、LMSにアップロードすることは複製ではなく公衆送信であるから認められないと考えられていたのである。この点、偶然にも2018年に公衆送信も認める規定が入れられていたため、なんとかコロナ禍の遠隔授業に対応することができた。もし2018年の改正がなければ、遠隔授業の充実は難しかったかもしれない。

しかし、なにかあるたびにこのような法改正を行わなければならないのは不便であることから、アメリカ著作権法のフェア・ユース規定を範に、公正な利用と認められる場合には著作権が制限されるという権利制限に関する一般条項を入れるべきではないか、そうすればさまざまな新しい状況に対応できるのではないかという議論が続けられ、また、同様の議論が世界の国々でも行われてきた。にもかかわらず、実際にフェア・ユース規定を著作権法に取り入れた国は韓国やイスラエルなど数ヶ国にとどまっている。

それはなぜなのかという疑問から始めた私の研究であったのだが、フェア・ユースという権利制限法



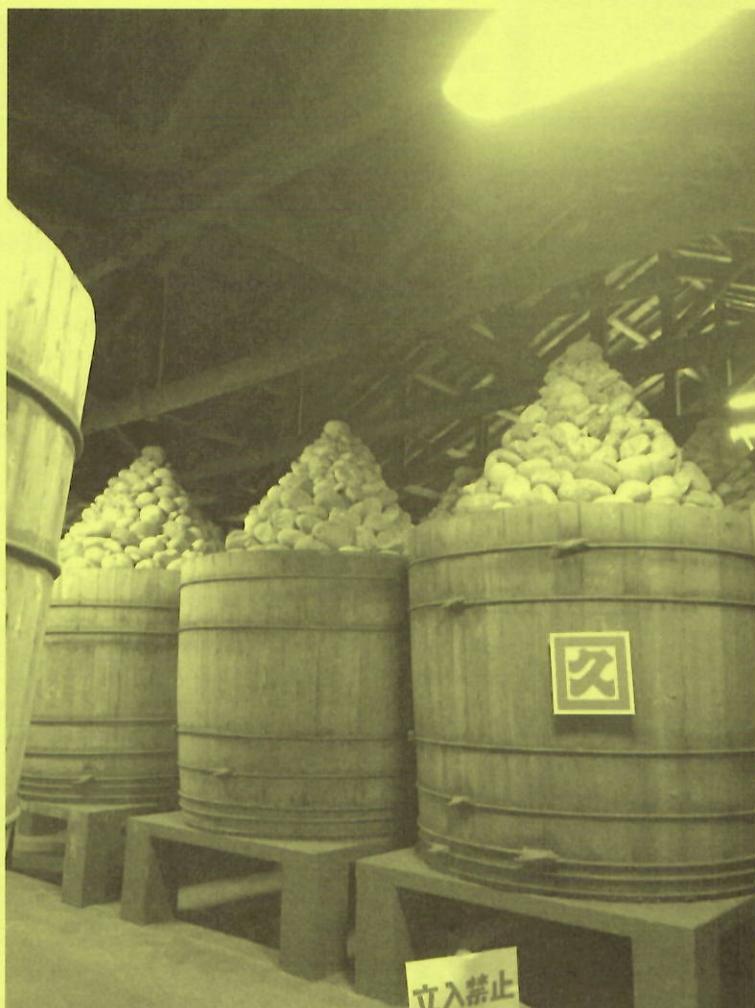


理（現在はアメリカ著作権法に規定があるが、もともとは判例法上発展したものである）をめぐるイギリスとアメリカの関係、そして、イギリス著作権法を継承しつつ地理的にはアメリカと隣り合うカナダ最高裁における大胆な権利制限規定の解釈（オンラインで音楽を購入する前に行う90秒の視聴を「私的な研究」にあたるとした）などを見ていくうちに、我が国における権利制限規定のあり方を考えるときは、これまで行われてきたようななどのような権利制限規定を著作権法に置くべきかという問題のみならず、権利制限規定を裁判所がどのように解釈していくか、もっといえば裁判所はどこまで自由に（つまり文言解釈を超えて）裁判所が権利制限規定を解釈できるのかについても検討する必要があるのではないかと考えるようになった。そのような研究を深めてゆくためにもさまざまな専門の先生方のご意見をお伺いしたいと願っていて、遠からずコロナ禍が収束し同僚の先生方と議論させていただく機会があることを心から楽しみにしている。

今日もまた遠隔授業の教材を作成している。教室で授業をするときにはいつも使っているあ

の著作物、遠隔授業でも使いたいのだがやはり無理か、あるいは既存の権利制限規定の解釈でなんとかならないものか……著作権法の研究が役に立つこともたまにはあるのかもしれない。

（法学部准教授）



地理的表示の保護も近年さかんに論じられているトピックである。
愛知県岡崎市にある八丁味噌の工場に“テロワール”を確かめに行ってみた。